

7月20日

初孫・希(のぞみ)と私の誕生日。予感が無くは無かったが、本当に同じ日となってしまった。初めて抱かされた時は大いに戸惑った。子供の世話の経験が乏しいことがバレバレである。多忙だった世話する人が多かった等を言い訳にするしか無い。そんな私が携帯の待ち受けを日々眺めている。



(竹内)

確定申告特集

本年も確定申告の時期が参りました。所得税・贈与税の申告納税は平成27年3月16日(月)まで、消費税及び地方消費税の申告納税は平成27年3月31日(火)までです。ただし、振替納税の手続をしている場合には、申告所得税の振替日は平成27年4月20日(月)、消費税及び地方消費税の振替日は平成27年4月23日(木)です。なお、納付が遅れると、延滞税がかかりますので、ご注意ください。

<所得税>

※平成26年分の所得税から適用される主な改正事項

上場株式の配当所得に係る軽減税率廃止	上場株式等の譲渡所得等及び配当所得に係る10%軽減税率(所得税7%、住民税3%)の特例措置は、平成25年12月31日をもって廃止され、原則課税(所得税15%、住民税5%)が適用されます。
ゴルフ会員権等の譲渡損失の損益通算廃止	ゴルフ会員権等を譲渡して生じた譲渡損失(平成26年4月1日以後の当該資産の譲渡により生ずる損失に限り)については、給与所得などの他の所得と損益通算できないこととされました。
国外財産調書制度の違反行為に対する罰則制定	国外財産調書制度について、平成27年1月1日以後に、提出すべき国外財産調書に係る違反行為(未提出、偽りの記載など)に対して、罰則が適用されます。※居住者の方で、その年の12月31日において、その価額の合計額が5千万円を超える国外財産を有する方は、その保有状況を記載して、その翌年の3月15日までに提出しなければならないこととされています。

※確定申告をする必要のある方

- (1)給与所得がある方のうち、
 - ・給与の年間収入金額が2,000万円を超える方
 - ・給与を1か所から受けていて、各種の所得金額(給与所得、退職所得を除く)の合計額が20万円を超える方
 - ・給与を2か所以上から受けている方(一部の方を除く) など
- (2)公的年金等に係る雑所得がある方のうち、
 - ・公的年金等の収入金額が400万円以上である方
 - ・公的年金等に係る雑所得以外の各種の所得金額が20万円以上である方※税務署への申告が不要でも、市町村で申告手続きが必要な場合があります。
- (3)他の所得(事業所得、不動産所得、保険の満期等の一時所得、譲渡所得など)がある方

※確定申告(還付申告)をすれば源泉徴収をされた所得税等が戻る方

- (1)年の途中で退職し、年末調整を受けずに源泉徴収税額が納め過ぎとなっているとき
- (2)一定の要件のマイホームの取得などをして、住宅ローンがあるとき
- (3)マイホームに特定の改修工事をしたとき
- (4)認定住宅の新築等をした場合(認定住宅新築等特別税額控除)
- (5)災難や盗難などで資産に損害を受けた時
- (6)多額の医療費を支出したとき
- (7)特定の寄附をしたとき
- (8)上場株式等に係る譲渡損失の金額を申告分離課税の選択をした上場株式等に係る配当所得の金額から控除したとき

さくら税理士法人では、電子申告を推進しております。

(坂田)

インフルエンザによる労働者の休業について



★欠勤を強制すると休業手当が必要 ・年休使用は労働者の裁量です

① インフルエンザに感染したため休業させる場合

- 医師等による指導により、労働者が休業する場合
…一般的には、「使用者の責めに帰すべき事由による休業」には該当しない → 休業手当を支払う必要はない
- 医師等による指導の範囲を超えて(外出自粛期間経過後等)休業させる場合
…一般的には、「使用者の責めに帰すべき事由による休業」に該当する → 休業手当を支払う必要がある

② 労働者に発熱などの症状があるため休業させる場合

- インフルエンザかどうか分からない時点で、発熱などの症状があるため、労働者が自主的に休む場合
…通常の病気欠勤と扱えば足りる(病気休暇制度の活用等) → 休業手当を支払う必要はない
- 一定の症状があることのみをもって(例:37度以上の発熱など)、一律に労働者を休ませる場合
…一般的には、「使用者の責めに帰すべき事由による休業」に該当する → 休業手当を支払う必要がある

③ 感染者の近くで仕事をしていた労働者や、同居する家族が感染した労働者を休業させる場合

- インフルエンザの症状がない(職務の継続が可能と考えられる)労働者について、使用者の自主的判断で休業させる場合
…一般的には、「使用者の責めに帰すべき事由による休業」に該当する → 休業手当を支払う必要がある

④ 大規模な集団感染が疑われるケースなどで保健所等の指導により休業させる場合

…一般的には、「使用者の責めに帰すべき事由による休業」には該当しない → 休業手当を支払う必要はない

(吉田)

2月の社会保険労務

10日 一括有期事業開始届<概算保険料160万円未満:請負金額19,000万円未満の工事>(労働基準監督署)

3月2日 健保・厚年の保険料納付(郵便局または銀行)
健保印紙受払等報告書・雇保印紙保険料納付(使用)状況報告書提出(年金事務所・公共職業安定所)
じん肺健康診断実施状況報告(労働基準監督署)

支給事由を同一にする被用者年金の受給権を有する基礎年金受給権者(誕生日を迎える者)現況届
旧国民年金(老齢・通老)受給権者(誕生日を迎える者)現況届



◆◆◆ 個人事業主の保険に関する注意点 ◆◆◆

リスナ委員会

- **生命保険料** … 事業主及び親族を被保険者として支払った生命保険料は、必要経費にはなりません。
※生命保険料控除の対象にはなりません。

- **損害保険料** … 事業関連性があれば経費として認められる場合が多いです。

<経費とされる損害保険料の例>

- ◇ 事務所や事業所の火災保険料
- ◇ 事業用車両等の保険料
- ◇ 損害賠償請求に備えるリスクヘッジのための損害保険料など

<経費とされない損害保険料の例>

- ◇ 自宅部分の火災保険料
- ◇ 火災保険料のうち積立部分

- **所得保障保険料** … 被保険者が誰かによって取り扱いが異なります。

① 契約者は事業主、従業員を被保険者とした場合

対象が特定の従業員のみ…特定の従業員の給与
対象が全従業員……………福利厚生費(経費計上可能)

② 契約者及び被保険者を事業主とした場合

必要経費にはなりません。
※生命保険料控除の対象にはなりません。

(さくらビジネス)

◆◆◆ キャッシュ・フロー計算書について⑦

～キャッシュ・フロー計算書の仕組み PART 1～ ◆◆◆

今回は、キャッシュ・フロー計算書の仕組みについて解説していきます。

キャッシュ・フロー計算書は、その年のすべての現預金の動きを把握して、集計することでも作成することができますが、実際に行おうとすると、膨大な内容の集計を行わなければならない手間がかかります。

そこで、特に手間がかかる営業活動によるキャッシュ・フローだけは、売掛金や買掛金などの残高の動きで把握することになります。

例えば、売掛金と買掛金について、前年度残高と当年度残高を比較して、次のような動きをしていた場合、現預金はどのような動き方をするかというと、以下のようになります。

- 売掛金が前年度から増加 → 現預金の減少
- 売掛金が前年度から減少 → 現預金の増加
- 買掛金が前年度から増加 → 現預金の増加
- 買掛金が前年度から減少 → 現預金の減少

ここで注意すべきことは、買掛金が前年度から増加すると現預金が増加するのであるから、掛けで仕入をすればするほど現預金が増えていく…というわけではないという事です。

実は、上記の例での「現預金の増加、減少」は、利益に対して現預金が増減するかを示しているにすぎないのです。この点については、次回で詳しく解説いたします。

(孝志洋)

◆◆◆ 平成27年度税制改正大綱 ◆◆◆

平成26年12月30日に平成27年度税制改正大綱が発表されました。

贈与税の改正においては、住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置等の見直しがされ、

- ① 適用期限が平成31年6月30日まで延長されます。
- ② 非課税限度額が下記の通りになります。



【一定の耐震・エコ・バリアフリー住宅の場合】

【一般住宅の場合】

住宅用家屋の取得等の契約の締結期間	消費税等10%の場合	左記以外	消費税等10%の場合	左記以外
平成27年12月まで	—	1500万円	—	1000万円
平成28年1月～平成28年9月	—	1200万円	—	700万円
平成28年10月～平成29年9月	3000万円	1200万円	2500万円	700万円
平成29年10月～平成30年9月	1500万円	1000万円	1000万円	500万円
平成30年10月～平成31年6月	1200万円	800万円	700万円	300万円

住宅取得等資金の贈与の特例の拡大、延長が図られましたが、消費税の税率改正に合わせて、住宅用家屋の取得等に係る対価の額又は費用の額に含まれる消費税等の税率が10%であるか否かにより、非課税限度額が変わっています。

上記の改正につきましては、3月の国会にて可決成立後に確定します。法令通達により内容が変わる可能性がありますので、ご注意ください。

(坂田)

2月の税務

- | | |
|---|---|
| <ol style="list-style-type: none"> 1 26年分所得税の確定申告(2月16日から3月16日まで) 2 26年分贈与税の申告(2月2日から3月16日まで) 3 固定資産税(都市計画税)の第4期分の納付
納期限…2月中において市町村の条例で定める日 4 1月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
納期限…2月10日 5 26年12月決算法人及び決算期の定めのない人格なき社団等の確定申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税> 申告期限…3月2日 6 3月、6月、9月、12月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税> 申告期限…3月2日 7 法人の1月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税> 申告期限…3月2日 | <ol style="list-style-type: none"> 8 6月決算法人の中間申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>(半期分)
申告期限…3月2日 9 消費税の年税額が400万円超の3月、6月、9月決算法人の3月ごとの中間申告<消費税・地方消費税>
申告期限…3月2日 10 消費税の年税額が4,800万円超の11月、12月決算法人を除く(法人の1月ごとの中間申告(10月決算法人は2ヶ月分)<消費税・地方消費税>
申告期限…3月2日 <p>※ 税理士記念日…2月23日</p> |
|---|---|

◆◆◆ 経営事項審査の改正について ◆◆◆

品確法の改正に伴い、建設業法も一部改正が行われ経営事項審査の審査項目及び基準が改正されます。

1. 若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況の新設

- i) 審査基準日時点で、若年技術職員の人数が技術職員の人数の合計の15%以上の場合、W点において一律1点加点点
- ii) 審査基準日から遡って1年以内に新たに技術職員となった若年技術職員の人数が審査基準日における技術職員の人数の合計の1%以上の場合、W点において一律1点の加点点

2. 評価対象となる建設機械の範囲の拡大

以下の機種1台につきW点において1点、合計で最大15点まで加点点

- i) モーターグレーダー ii) 大型ダンプ車 iii) 移動式クレーン

以上の改正は平成27年4月1日施行予定です。

(岸上)

◆◆◆ 医業未収入金 ◆◆◆

医業未収入金の管理はきちんと行われているでしょうか？脳外科や産婦人科を中心に医療未収入金が溜まりやすい診療科目があります。請求漏れや久々に請求してみると当人が死亡しており回収が出来ない場合があります。管理だけでなく請求を行うことを忘れないことが重要です。

ところで、診療報酬請求権の時効は民法で「3年」と定められていることをご存知でしょうか？請求権の消滅時効の起算日は、一部負担金は診療が行われた日、自由診療は支払日が決まっていな場合には一部負担金と同様に診療が行われた日となります。(時効の中断を実行することで期間が延長される場合があります。)

保険者に対して請求することが出来る診療報酬に対する時効の起算日は、上記とは少し異なります。

① 請求忘れの診療

診療を行った日の属する月の翌々月の一日が起算日(昭和三八年一月一八日 保険発第七号)

※翌月一日を起算日とする保険者もあります。

② 減額された場合

診療月の翌月一日が起算日(社会保険診療報酬支払基金 請求支払に関するQ&A)



確定申告を機会に請求漏れ等がないか、確認してみたいかどうかでしょうか？

(田中)

広告コーナー

まだまだ、広告募集中です！！

※掲載料金は無料ですので、ぜひ貴社のPRにお役立て下さい。お申込みいただいた方より順次掲載しております。広告内容については、お客様から提供された情報に基づいて作成されています。

交通事故・労災・各種保険取扱

ハッピースポーツ接骨院



受付時間	火	水	木	金	土	日・祝
10:00~13:30	○	○	○	○	○	10:00 S
15:00~20:00	○	○	○	○	※	17:00

骨折・脱臼・打撲・ねざ
むちうち・スポーツ外傷

徳島市金沢1丁目2-18(ハッピー徳島2F)

TEL.088-664-8636

日・祝日も診療しております。

※土曜午後は 15:00~19:00 ●休院日/毎週月曜

ハッピー会員以外の方もご利用いただけます。お気軽にお越しください。

研修会のご案内

日時 平成27年3月19日(木) 13時30分より
場所 徳島県教育会館

詳しい内容につきましては、同封の案内状をご覧ください。

皆様のご参加を心よりお待ちしております。

当文書に掲載された記事の無断での使用・転載・引用などは一切禁止しております。内容は万全を期していますがその内容を保証するものではありません。万一、当文書の情報に基づいて損害を被った場合についても、一切責任を負いかねます。また特定の商品や奨励品は中傷するものではありません。

さくら税理士法人
さくら社会保険労務士法人
株さくらビジネスサービス
労働保険事務組合 徳島県労務能率協会
〒770-0025 徳島市佐古五番町2番5号
ホームページアドレス: <http://www.skr39.co.jp/>
Eメールアドレス: kimutake@js4.so-net.ne.jp
TEL: 088-625-2556
FAX: 088-654-1181